

令和3年度

行政懇談会における質問等の対応状況調査票(第1回)

宮 城 区

宮城区行政懇談会

令和4年8月1日現在

No.	質問等	回答	対応状況	備考
9-1	<p>宮城区7班内にある港公園は、地域の交流の場として活用してきたが、公園を使用するたびに犬猫のフンが多く見受けられ、衛生上大きな問題である。また、糞があることに気が付かず、踏んでしまい、大変な事態になったことも度々ある。</p> <p>草刈り作業を行っている地域振興センターからも作業に支障がある旨、聞いている。</p> <p>この状態は、公園内で犬猫等のペットが糞をした後の片付けがなされていないことが原因であり、現状の看板の表示（片付け、持ち帰り）だけでは、解決できないと考えている。</p> <p>したがって、公園内の衛生環境を適正に維持し、安心して使用できる状態にするため犬猫等ペットの立ち入り禁止してもらいたい。</p> <p>〈表示案〉 「この公園は、犬猫等ペットの立ち入りは禁止です。（盲導犬・介助犬は除く）」 （英文で表示）</p>	<p>ペットの糞についてはこれまでも看板の設置やパトロールを行うなど対策を行ってきました。しかし、公園内に糞がある状況が続いていることから看板に掲示する内容や看板の設置個所についても見直しを行っていきたいと考えています。（保健衛生課）</p> <p>公園内でのペットの糞の処理について、多くの飼い主の方は自己処理を行っているものと考えております。しかしながら、一部の飼い主は糞を処理せずに、公園内へ放置する方もいるかと思われます。</p> <p>このような方への対策として、看板設置での注意喚起、公園清掃員からの声掛け等を行っております。</p> <p>港公園に限らず、他の公園においても一律に公園内へペットの立ち入りを禁止することは難しいものと考えておりますので、今後も保険衛生課と連携し、引き続き注意喚起を行ってまいりたいと考えております。（土木課）</p>	<p>現在、港公園には入口と公園中央付近にペットの糞を持ち帰るよう日本語と英語で表記した看板が設置されており、その配置場所が既に公園利用者の目に付きやすい場所となっていることから、看板の配置については現行どおりで良いと判断しました。今後も週1回程度のパトロールを継続し、注意喚起を行ってまいります。（保健衛生課）</p> <p>回答のとおり。（土木課）</p>	<p>土木課・保健衛生課</p>
9-2	<p>令和3年6月2日付宮城区自治会長名にて北谷町長宛て、宮城1-128地先贈久村工業（有）前交差点に「信号機設置要望書」を提出したところ、7月5日付沖縄警察署長名にて町長宛て「交通安全施設（信号機）の設置について」（回答）があり、現地調査の結果基準に満たしていないため、信号機設置は厳しいとの返事になっている。</p> <p>要望の交差点は毎年交通事故が発生しており、直近では去る5月25日（火）に起きた車4台の衝突事故でした。かかる交差点の宮城6号線には、「とまれ」の路面標示はあるが、道路の両側に迷惑駐車が数台あり、車をよけるため相手側車線に進入して衝突したのが事故原因と史料される。公共道路を長時間不法占有しているこのような危険な駐車はやめさせるべきである。</p> <p>信号機が将来設置されるまで、危険な駐車の多い歩道のある道路には、駐車禁止の標識を設置してほしい。ここは学童の通学路でもあり、禁止の標識があれば人は用心して事故も減少します。少ない予算で執行可能ではないか。ご検討願いたい。</p> <p>（宮城資料1）</p>	<p>交差点周辺の路上駐車は、車両の円滑な通行及び交通事故防止のため対策が必要と考えております。</p> <p>当該箇所における駐車禁止標示については、自治会や警察、道路管理者の土木課と調整してまいります。</p> <p>また、警察による取り締まりも路上駐車対策として有効と考えますので、交差点付近への路上駐車を見かけた場合は警察への通報のご協力をお願いいたします。</p>	<p>土木課と調整し、路面標示やカラー表示といった対策を実施済みです。</p>	<p>基地・安全対策課</p>

宮城区行政懇談会

令和4年8月1日現在

No.	質問等	回答	対応状況	備考
9-3	宮城1-96地先、ブルーアイボディー（有）前の道路に毎日朝から晩まで4～5台の駐車車両があり、うち2台はほぼいつも同じ車である。ナンバープレートについていない青い車もある。 その歩道には消火栓の標識柱があり、路肩部分には消火マンホールがある。万が一の時の大事な公共施設の上に、車が長時間駐車している状況である。 また、多くの駐車のためこの付近は雑草が茂り、ごみや泥等で汚れています。かかる状況を指導・改善して頂きたい。（宮城資料3）	定期的なパトロールを行いながら注意喚起を行ってまいります。 また、消防や警察とも対応について調整を行っていききたいと思います。	継続して対応していきます。（土木課） 今後も週1回程度のパトロールを継続し、注意喚起を行ってまいります。（保健衛生課）	土木課・保健衛生課
9-4	宮城2-99地先、浜屋そば店前の道路には海側に向かって左側に3本の駐車禁止標識が設置されたが、どれもドライバーの目には気づきにくい公園敷地内にある。 車はYナンバーかレンタカーが多く、堂々と車の駐車縦列が見られる。 よって標識に気付けるよう、駐車禁止の標示のあるカラーコーン（公安委員会の標示のある）を中間付近に3基程設置してもらいたい。（宮城資料4）	浜屋そば前の駐車禁止区間道路については、警察とも協議しながら対策を考えていききたいと思います。 （カラーコーン・ポストコーン設置などを含めた対策）	ポストコーン設置で対応しています。	土木課
9-5	宮城海岸道路（1班から0番地に向けて）に放置車輛等がある様ですが、対策は？	宮城海岸の隣接道路については、今年の夏以降、放置車両の確認がありませんが定期的に巡回を行いながら、確認次第対応していききたいと思います。	回答のとおり。	土木課
9-6	道路の側溝の蓋やグレーチング等がガタツキ音があるので対策して欲しい。	現地を確認し、対応したいと思います。	現場パトロール及び通報による確認で、順次対策を実施。	土木課
9-7	宮城ポンプ場前広場でスケボー等の為、騒音が発生して迷惑している。スケボー等が出来ない環境（人口芝・ゴムシート等を張る）の対策をお願いしたい。	当該広場について、これまで注意喚起看板の設置や花壇等への滑走抑制のための凹凸設置などの対策を行っております。今後、当該広場の他の活用方法も含め対策等を検討していききたいと思います。	現状確認も含め、引き続き対策等について、検討して参ります。	上下水道課

宮城区行政懇談会

令和4年8月1日現在

No.	質問等	回答	対応状況	備考
9-8	宮城資料2の交差点の場所は事故が多発しているので対策をしてほしい。	<p>同箇所における交通安全対策については、令和3年6月に町から沖縄警察署に対して同箇所への信号機の設置要請を行っており、同署からは「信号機設置基準を満たしていないため、信号機設置は厳しいと思料される。そのため、路面標示等の信号機設置以外の安全対策を検討いただきたい」との回答を受けております。</p> <p>また、町土木課においては、令和3年7月に交差点前の路面への「止まれ」及び「STOP」の赤色標示や、交差点内の路面への優先道路を示す破線標示を実施し、信号機設置以外の交通安全対策を行っております。</p> <p>同交差点周辺の交通安全には、一時停止箇所や駐車禁止区域等の交通ルールの順守が重要と考えますので、自治会と連携を図りながら、同箇所における交通指導について適宜、警察に要請してまいります。（基地・安全対策課）</p> <p>当該交差点については、路面標示の強調やカラー表示などの対策を実施しております。（土木課）</p>	<p>回答のとおり。（基地・安全対策課）</p> <p>回答のとおり、実施済（土木課）</p>	<p>基地・安全対策課・土木課</p>
9-9	宮城海岸線は、風光明媚で観光客や地域内外から多くの方が訪れる。又、散歩やラジオ体操等で区民の方が交流する憩いの場としても利用されている。しかしながら、利用する人の中には、ゴミを持ち帰らず放置する、大型犬のリードをはずして散歩をさせる、ペットの糞の始末をしない等、マナーを守らない人の行動で不快な思いをしている。糞始末の看板は設置されているが改善されない。海岸線を利用する上で条例が制定できれば良いのだが、英文、日本語で罰則や防犯カメラで監視されている等の抑止力効果のある立て看板を設置することはできないか？	<p>質問のあった宮城海岸線については新しく不法投棄の警告やペットマナーについての看板を作成し設置方法についても利用者に見てもらえるよう検討していきます。また、看板に記載する文章は日本語、英語で併記し、罰則についても記載していきます。</p>	<p>宮城海岸付近において、週1回程度のパトロールを行い、リードを取り付けずに飼い犬の散歩をしている飼い主に対しては飼い方指導を実施しております。</p>	<p>保健衛生課</p>
9-10	令和元年の行政懇談会での民泊等の苦情についての回答では、関係機関と定期的に情報交換をしながら連携を強化し、民泊及び旅館業の健全な運営をはじめ、地域における良好な生活環境の確保に努めるとありましたが、未だに宿泊施設や外人向け住宅の近隣住民から騒音等の苦情が度々寄せられている。宿泊時や生活する上でのルールやマナーの遵守について再度周知を図る対策をお願いしたい。	<p>民泊や旅館業における騒音などの苦情については、業務時間外では警察の管轄になります。保健衛生課としては、廃棄物の適正管理や不法投棄などについて相談があるときは中部保健所や警察と連携を取りながらその都度対応することになります。（保健衛生課）</p> <p>本町の民泊に関する制度上のルールの管理監督は沖縄県中部保健所が行っており、町はこれまで中部保健所と連携をおこないながら対処してきました。引き続き、施設所有者に対しルールやマナーの厳守について再度周知を図るよう中部保健所に促し、地域の健全な生活環境の確保に努めてまいります。（観光課）</p>	<p>これまでどおり、保健衛生課としては、廃棄物の適正処理や不法投棄などの相談が寄せられた場合、中部保健所や警察と連携を図り、対応してまいります。（保健衛生課）</p> <p>回答のとおり（観光課）</p>	<p>保健衛生課・観光課</p>

宮城区行政懇談会

令和4年8月1日現在

No.	質問等	回答	対応状況	備考
9-11	<p>譜久村左官工業前交差点において観光客や外人を含む、事故が多い為、町へ英語での「STOP」路面標示を要望した。要望に対して令和3年7月に路面標示、カラー舗装等で安全対策を取っていただいたが、其れでも8/11、交差点で事故が起きている。令和3年6月に要請した交差点への信号機設置は、沖縄署より設置基準を満たしていないとの回答があった。安全で安心な交通環境を確保する交通安全対策として一定期間、警察による一時停止を守る交通安全指導等ができないか？又、他に対策があれば教えて頂きたい。</p>	<p>同箇所における交通安全対策については、令和3年6月に町から沖縄警察署に対して同箇所への信号機の設置要請を行っており、同署からは「信号機設置基準を満たしていないため、信号機設置は厳しいと史料される。そのため、路面標示等の信号機設置以外の安全対策を検討いただきたい」との回答を受けております。</p> <p>また、町土木課においては、令和3年7月に交差点前の路面への「止まれ」及び「STOP」の赤色標示や、交差点内の路面への優先道路を示す破線標示を実施し、信号機設置以外の交通安全対策を行っております。</p> <p>同交差点周辺の交通安全には、一時停止箇所や駐車禁止区域等の交通ルールの順守が重要と考えますので、自治会と連携を図りながら、同箇所における交通指導について適宜、警察に要請してまいります。</p>	<p>同箇所における交通指導について沖縄警察署に確認したところ、長期間継続的には無理だが、一時的には実施できるとの回答があった。</p> <p>今後、自治会と調整しながら警察へ要請してまいります。</p>	<p>基地・安全対策課</p>